1. 重要な会計方針

(1) 運営費交付金収益の計上基準 費用進行基準を採用しております。

(2) 減価償却の会計処理方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 2

24~50年

機械及び装置 8~17年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

② 無形固定資産

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間 (5年) を耐用年数とした定額法を採用しております。

(3) 賞与引当金及び見積額の計上基準

- 賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上し ておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、賞与引当金の当期増加額を計上しております。

(4) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付については財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上 しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

(5) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

- ① 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 国有財産貸付料の算定方法や近隣の賃貸料を参考に計算しております。
- ② 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用 10年利付国債の平成20年3月末利回りを参考に1.275%で計算しております。

(6) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 会計方針の変更

(引当外賞与見積額)

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(「独立行政法人会計基準の改訂について」(平成19年11月19日 基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会法制・公会計部会 公企業会計小委員会))の改訂に伴い、前事業年度まで行政サービス実施コスト計算書の記載対象となっていなかった引当外賞与見積額について、当事業年度より記載しております。なお、この変更による行政サービス実施コストに与える影響額は、軽微であります。

3. 注 記 事 項

(貸借対照表関係)

- (1) 当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額は 66,132,778円 であります。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の当期末見積額は 848,666,272円であります。

(損益計算書関係)

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△ 86,538円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 32,770,379円であります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳 現金及び預金勘定

379, 349, 734円

4. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

5. 重要な後発事象

該当事項はありません。